理由書の提出を受ける場合における利用者への説明方法について

１　説明対象利用者の範囲

各判定期間中に下記の場合等により居宅サービス計画（ケアプラン）を作成（変更）する全ての利用者が対象です。

(1)　新規に居宅サービス計画を作成する場合

(2)　区分変更認定を受けた場合

(3)　更新認定を受けた場合

２　利用者への説明の方法等

(1)　資料の内容については、下記３の「説明すべき事項・項目」に規定されている事項を盛り込み、以下の資料等を使用して、訪問介護サービス等の事業所に関する説明を行ってください。 口頭のみによる説明は認められません。

ア 各居宅介護支援事業所で作成した説明資料

イ 訪問介護サービス等の事業所のパンフレット

ウ　大阪府等の介護サービス情報公表システム

エ 市がホームページに掲載する事業所一覧表

(2)　利用者に説明するべき事業所の条件等

ア　サービスごとに異なる法人が開設している３以上の事業所について説明すること。イ 当該利用者の居宅をサービス提供地域としている訪問介護サービス等の事業所で

あること。

※　説明対象とする事業所の選択に当たっては、利用者の利便性などの観点から、利用者の居宅からの距離等も考慮の上で利用者が現実的に選択して利用することが可能な事業所のみを提示するよう努めること。

※　説明対象とする事業所の選択に当たっては、利用者が希望するサービス、地域等に合致するよう努めること。

ウ　利用者にとって必要なサービスを提供できる体制を有する事業所であること。

３　説明すべき事項・項目

各サービスについて、それぞれの事業所に関する以下の項目を盛り込んだ資料等を説明時に使用してください。

(1)　事業所名称

(2)　開設（運営）法人名

(3) 事業所所在地

(4)　事業所電話番号

(5)　営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）

(6)　提供可能なサービス

※　事業所の特色、サービスの質が高いこと等が判断できる項目（特定事業所加算やサービス提供体制強化加算の届出状況、特筆すべきサービス事業の内容等）を用いて説明してください。

(7)　その他参考となる情報

※　利用者の介護報酬に限らず、食費等の費用負担額についても必要に応じて利用者に説明してください。なお、特にない場合は記載不要です。

４　利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認

(1)　２及び３により利用者への説明を行ったのち、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を文書により確認してください。

※　確認文書の様式は、（参考様式２）居宅サービス事業所等の選択に関する理由書を活用してください。

※　利用者の希望及び当該事業所を選択した理由については、「病院や友人の紹介のため」、「今まで利用しているため」、「利用者宅と事業所所在地の距離が近いため」といった理由ではなく、「●●及び■■という利用者のサービス、地域等に関する希望があり、この希望に対し、▲▲及び★★という点でこの事業所が利用者にとってサービスの質が高いと考えられるため」のように、サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所を選択した具体的な理由について確認してください。

＜想定される場合の例＞

　　例）　言語聴覚士によるリハビリが必要であるが配置されている事業所が限定されているなど、専門的な対応が必要であるため当該事業所からしかサービス提供を受けることができないと確認できる場合。

例)　たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所が他にない場合。

 (2)　確認文書については、（参考様式１）チェックシートと同様に、事業所内にて利用者ごとに２年間保存してください。